

赤穂市国民健康保険運営協議会会議録

令和5年8月2日 開催

赤穂市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 令和5年8月2日（水） 午後1時30分から午後2時20分
- 2 会 場 赤穂市役所 6階 第2委員会室
- 3 出席者

被保険者代表	大前和弘、大道訓敏、伊澤節子
医師・歯科医師・薬剤師代表	田淵誠一、赤井高之、寺田晋一郎
公益代表	土遠孝昌、家入時治、矢野英樹、山田和子
市長	牟禮正稔
事務局	(健康福祉部長) 松下直樹 (医療介護課長) 奥吉達洋 (税務課長) 多田智浩 (国保年金係長) 山本大輔
- 4 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 市長あいさつ
 - (3) 新任委員紹介
 - (4) 議事録署名委員指名
 - (5) 議事
 1. 令和4年度赤穂市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて
 2. その他
 - (6) 閉会

事務局

本日は、委員の皆様には大変ご多用のところ、また大変暑い中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。ただいまから、赤穂市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。座って失礼いたします。開会にあたりまして、矢野会長にご挨拶をお願いいたします。

会長

皆さん改めましてこんにちは。

先ほどもありましたけど、大変お忙しい中、大変暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

昨日、全国で1万人の熱中症搬送者が出たということですので、本当に皆さんも気を付けていただきたいと思います。

国保については、昨年、皆さんにご協議いただきましたけども、令和9年度の保険料水準の統一に向けて兵庫県の方で進められているところであります。事務局においては、適宜、被保険者の皆さんへの影響を把握していただきながら、きちんとした情報の発信をしていただけたらと思っております。

本日は、令和4年度の決算見込みということで、皆さんにご協議いただきますけども、非常に厳しい状況が続いておりますことは変わっておりません。しっかりとご意見をいただきたいと思いますので、最後までよろしくをお願いいたします。以上でございます。

事務局

どうもありがとうございました。続きまして、牟禮市長よりご挨拶を申し上げます。

市長

皆さま、改めましてこんにちは。

本日は先ほど矢野会長からもありましたように、本当に酷暑の中、また大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、厚くお礼申し上げたいと思います。

矢野会長をはじめ、委員の皆さま方には赤穂市の国民健康保険の運営にあたりまして、ご支援、ご協力を賜っております。改めまして、御礼を申し上げたいと思っております。

ご案内のとおり、赤穂市の国保会計につきましては、全県でも高い水準で推移しております。一方で、赤穂市の医療の面からいきますと、医療機関等が非常に充実しているのではないかと思っております。そういった意味で、市民の安心安全を守るためには、医療機関におけます医療サービスの充実を含めて、また、国民健康保険の健全な運営というのが、非常に重要になってくると考えているところでございます。

先ほど矢野会長からもありましたように、今年度から全県での保険料水準の統一に向けてのロードマップが始まったところでございます。本日は、決算見込み等について、ご審議いただく訳ですけれども、委員の皆さま方におかれましては、慎重なご審議の上、適切にご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本当に暑い日が続いております。また、コロナ感染症を含めて、様々な感染症等が上がっているということを聞いております。そういった意味で、委員の皆さま方には、引き続き、自らのご健康にもご留意いただきまして、今後ますますご健勝にてのご活躍をお祈りしたいと思います。

どうか今後とも、ご指導、ご鞭撻賜りますことをお願い申し上げまして、簡単措辞でございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうか本日はよろしくお願い申し上げます。

事務局

それでは議事に入ります前に、新たに委員の委嘱をさせていただきました新任委員のご紹介をさせていただきます。公益代表の土遠孝昌委員と家入時治委員につきましては、本年 4 月に市議会の役員改選がございましたので、今回からご出席をお願いいたしております。どうぞよろしくお願いいたします。新任委員の紹介は以上でございます。

また、本日、事務局から松下健康福祉部長、多田税務課長、山本国保年金係長、そして私、医療介護課長の奥吉が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日、市長は他の公務のため、申し訳ありませんが、ここで退席をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(市長退席)

事務局

それでは、会議を続けさせていただきます。本日の委員の皆さまの出席状況を報告いたします。現在の出席者数は 12 名中 10 名で、委員の過半数を超える出席をいただいておりますので、運営協議会規則第 6 条の規定により、本会は成立いたしておりますのでご報告いたします。

それでは、矢野会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

会長

それでは、議事を進めさせていただきます。皆さまよろしくお願いいたします。まず始めに、本協議会は運営協議会規則第 12 条の規定により、会議を原則、公開することとなっております。本日は 5 名の傍聴者の方がいらっしゃいます。深町さん、安田さん、前川さん、南條さん、中谷さんです。それでは、入場いただきます。

(傍聴者入場)

議事の前に議事録署名委員の指名をさせていただきたいと思います。大前委員さん、伊澤委員さん、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります。本日の審議事項、令和 4 年度の赤穂市国民健

康保険事業特別会計決算見込みについて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、着座にて失礼いたします。

はじめに、本日配布しております資料の確認をさせていただきます。事前に配布しておりましたA4、1枚もの運営協議会次第、合わせましてホチキス留めの運営協議会資料でございます。運営協議会資料をご覧ください。まず、表紙裏面に本協議会委員名簿、続きまして資料目次、1ページの令和4年度の国保特別会計決算見込みから、18ページの用語解説という構成になっています。

次に、本日机上にクリップ留めのA4、2枚もの見出しが「4. 令和4年度国民健康保険税の状況」となっている資料、A4、1枚もの横様式の見出しが「国民健康保険の産前産後保険料の免除」となっている資料の2種類を配布させていただいております。配付漏れ、ページの欠落等はございませんか。

それでは、お手元のホチキス留めの運営協議会資料に基づきまして、私の方から、歳入歳出決算の骨子についてご説明申し上げ、詳細につきましては係長の方からご説明させていただきたいと思っております。なお、本日もご協議いただく国民健康保険事業特別会計決算につきましては、市議会におきまして、決算認定の議決を得るまでは、見込み額ということになりますので、ご了承をいただきますようお願いいたします。

それでは資料の1ページをお開きください。令和4年度の決算見込みの状況であります。予算額に対する決算額を記載しております。表の一番下、歳入合計欄をご覧ください。左から3列目の決算額ですが、52億818万8千円で、予算額に対する執行率は98.8%となっております。

2ページをお願いします。表の一番下、歳出合計欄の決算額ですが、51億9,946万円で、予算執行率は98.6%となっております。

その下側の表をご覧ください。剰余金等の状況であります。まず、剰余金ですが、先ほどの歳入歳出額を差し引きした実質収支額は872万8千円で、繰越金として令和5年度補正予算に計上することになります。

なお、1ページの歳入にお戻りいただきまして、科目6の繰入金のうち、基金繰入金をご覧ください。財政調整基金を3千万円取り崩すことによりまして、実質収支の黒字を確保するといった形の決算になっております。

恐れ入ります。2ページ下側の表にお戻りいただきまして、先ほどの剰余金の下になります。令和4年度に歳入いたしました県補助金の超過交付、いわゆるもらい過ぎが発生しており、その精算額2,773万円につきましては、令和5年度に県へ返還する必要があります。結果、差引欄ですが、繰越金に対し、補助金返還額が、1,900万2千円上回り、財源が不足することになり、令和5年度補正予算において、財政調整基金から追加繰入れをすることにより、その財源調整を行いたいと考えております。

事務局

決算についての骨子の説明は以上でございます。詳細につきましては係長の方からご説明をさせていただきます。

それでは、決算見込みの詳細につきまして説明をさせていただく前に、事前に配布いたしました資料に誤りがありましたので訂正をお願いいたします。大変申し訳ございません。訂正いたしますのは、事前に配布しておりました運営協議会資料の13、14ページをお願いいたします。合わせまして、本日机上配付しておりますクリップ留めA4、2枚もの資料の1枚目裏面、2枚目表面、こちらが修正後のものになりますので、こちらをお願いいたします。

まず、まず両括弧1の医療給付費分ですが、令和4年度決算の税額等につきまして、所得割の税額、均等割及び平等割につきましては、総額、軽減額等、賦課額、そして、合計につきましては総額、また、それぞれの賦課割合につきまして誤りがありました。また、両括弧2の後期高齢者支援金分、両括弧3の介護納付金分につきましても同様の誤りがありますので、本日配付しております資料のとおり訂正をお願いいたします。

また、両括弧2の後期高齢者支援金分につきましては、令和5年度の税率等についても誤りがあります。所得割につきましては、7.44%を2.7%、均等割につきましては、2万5,900円を9,800円、平等割につきましては、1万7,300円を6,900円に訂正をお願いいたします。

以上、お詫びを申し上げますとともに、後程資料の該当ページにつきましては、差し替えいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

それでは、決算見込みの詳細につきまして、お手元の資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

資料の1ページ目にお戻りください。令和4年度決算見込みの対予算額比較の資料でございます。

まず、歳入ですが、1の国民健康保険税につきましては、決算額が7億9,285万6千円、予算比較としまして、4,639万7千円の増となっております。保険税の状況につきましては後程、12ページでご説明をさせていただきます。

次に4の県支出金ですが、決算額40億732万4千円で、予算比較で5,731万4千円の減となっております。このうち、普通交付金は、市町の保険給付に要する費用に対して交付されるもので、38億6,180万円、予算比較で2,762万3千円の減となっております。次に特別交付金につきましては、市町の特別な事情に応じて、支払われるもので、決算額は1億4,552万4千円、予算比較で2,969万1千円の減となっております。

次に6の繰入金のうち、一般会計繰入金ですが、内訳につきましては、低所得者に対する保険税軽減等にかかる保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金などがございまして、右側の説明欄にその内容を記載しております。その下、基金

繰入金ですが、財源不足を調整するため財政調整基金から 3 千万円を入れております。

歳入合計は、52 億 818 万 8 千円で、予算額に対しまして、6,561 万 2 千円の減となっております。

続きまして、歳出について、2 ページ目お願いいたします。

まず、1 の総務費ですが、こちらは人件費、事務費、運営協議会などにかかる経費であります。

次に、2 の保険給付費ですが、決算額は、38 億 4,199 万 7 千円で、予算執行率は 98.6%、不用額は 5,446 万 2 千円となっております。保険給付費のうち、療養給付費は保険医療機関等が保険者に対して請求している現物払い分となります。こちら決算額は、32 億 8,248 万 4 千円となりまして、不用額は 3,974 万 2 千円となっております。その下の療養費ですが、柔道整復師等による施術や、コルセット等治療用補装具の償還払い分で、決算額は 2,658 万 3 千円となっております。さらにその二つ下の、高額療養費ですが、決算額は 5 億 795 万 3 千円となっております。そこから六つ下の、障害者自立支援医療にかかる精神医療費についてですが、決算額は 660 万 3 千円となっております。その下の、傷病手当金ですが、こちら決算額は 79 万 1 千円となっております。

次に 3 の国保事業費納付金ですが、県内の医療給付費や所得水準等によりまして決定される、県が国保事業に要する費用として、市町から徴収するものです。決算額は、12 億 3,506 万 6 千円となっております。

続いて、4 の保健事業費ですが、決算額は 3,336 万 2 千円となっております。その内訳ですが、説明欄にありますとおり、医療無受診世帯を表彰いたします健康世帯表彰関係から、特定健診未受診者対策等を行う事業などの内訳となります。

歳出合計は、51 億 9,946 万円で、予算額に対しまして 7,434 万円の不用額となっております。

続いて、3 ページ、4 ページ目、こちらは同じ決算の資料としまして、医療給付費の一般、退職、後期高齢者支援金、介護納付金、それぞれの区分ごとの決算の内訳をまとめております。

続いて、5 ページ、6 ページ目、こちらは決算額に対して、対前年度の決算額比較を記載しております。また、ご参考にご覧いただければと思います。

続きまして、国民健康保険事業の状況についてご説明をいたします。

7 ページをお願いいたします。まず、世帯数及び被保険者数の状況ですが、平成 30 年度から令和 4 年度の間在世帯数と被保険者数の年間平均を表とグラフで記載しております。令和 4 年度につきましては、世帯数は 5,964 世帯で、対前年比 96.9%と、3.1%減少、被保険者数につきましては 9,012 人で、対前年比 95.6%となって

おりまして、こちらも4.4%減少するというので、世帯数、被保険者とともに、これまでの最小の数字となっております。被保険者の減少が加速しておりますが、後期高齢者医療制度への移行をはじめ、健康保険の適用拡大による被用者保険への移行も進んでおり、また少子化等の影響によるもの、そういった影響があると考えられます。

続いて、8ページをお願いいたします。こちらが保険給付費の状況で、平成30年度から令和4年度の給付の状況を比較しております。

まず(1)として、療養給付費についてです。一般被保険者の令和4年度費用総額は、上から5行目の右から3列目にありますが、44億2,369万2千円で、対前年比で100.7%となっております。また、その二つ右の1人当たりの費用額ですが、こちらは対前年比で105.2%という状況となっております。

続いて、9ページ目をお願いいたします。こちらは療養費で、一般被保険者の令和4年度費用総額は3,587万7千円、対前年度比で91.4%、1人当たりの費用額としましては対前年比で95.6%という状況となっております。

続きまして、10ページお願いします。こちらが高額療養費の状況で、一般被保険者の令和4年度の金額としましては、5億716万9千円、対前年比では99.2%、1人当たりの金額としましては、前年度比103.7%という状況となっております。

続いて、11ページ目をお願いします。まず、(4)出産育児一時金ですが、令和4年度は15件となっております、前年度に比べて4件の減であります。そして、(5)葬祭費ですが令和4年度は59件、前年度に比べまして8件減となっております。そして、(6)の傷病手当金についてですが、こちらは新型コロナウイルス感染症に感染し、就労ができず給料の支払いを受けられなかった被保険者に対して給付を行ったもので、件数としましては、19件という状況となっております。

続きまして、国民健康保険税の状況についてご説明いたします。12ページをお願いいたします。令和4年度の保険税の収納状況ですが、一般被保険者の現年度課税分についてです。医療給付費分が、調定額5億4,472万6千円に対しまして、収納済額は5億1,689万1千円、後期高齢者支援金分の調定額は2億13万、これに対しまして収納済額は1億8,989万4千円となっております。続いて、介護納付金分につきましては、調定額が5,495万8千円に対しまして、収納済額は5,034万1千円となっております。表の右下、退職被保険者を含めた全体の収納率ですが、現年度課税分は94.6%で、前年度から0.04ポイント下降し、滞納繰越分につきましては14.67%で、前年度の比較で0.78ポイント上昇している状況です。

続きまして、13ページ、14ページです。こちらは、委員の皆さまは本日配付しております訂正後の資料をお願いいたします。保険税率、税額等につきましては、令和4年度の実績、令和5年度の当初予算と本算定結果の比較状況表となっております。

県内の保険料水準の統一に向けた税率等の改正につきましては、昨年12月及び本年の2月に開催いたしました、本協議会におきまして、ご説明いたしましたとおり、令和9年度の県が推計する税率に向けまして、年度ごとの被保険者の負担を平準化するために、改正幅をほぼ同じとなるよう、計画的に段階的な改正を行うこととしており、令和5年度につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれで、この表の税率覧のとおり改正を行ったところであります。また、課税限度につきましても法令改正等ございまして、令和5年度は後期高齢者支援金の改正を行っております。

次に、令和5年度の当初予算見込み額と本算定、いわゆる当初賦課の税額の比較です。表の中段少し下の墨付き括弧のaの賦課額の一番右側の比較欄をご覧ください。医療給付部分では、予算に対しまして、2,723万1千円の減、後期高齢者支援金分としましては、1,044万6千円。介護納付金については、361万4千円で、当初賦課されている状況にあります。以上で令和4年度の決算等に係る説明を終わります。

会長

ありがとうございました。先ほどの事務局の説明につきまして、何かご意見、ご質問等はございますか。

委員

まず、2ページで剰余金の状況を書いています。前年までは、剰余金処分案ということで、詳しく説明をしていたのですが、そこまでは説明する必要がなくなったということなのでしょうか。それと、来年度、基金の繰り入れをするということですが、現在の基金残高、また、この統一化に向けて基金残高の増減は出てくると思うのですが、基金の今後の見込みが分かりましたらお願いできたらと思います。

それと、3ページの延滞金の関係です。この表を見ますと、退職分について70万3千円の税収入がありますが、それに関わる退職分の延滞金が計上されていないのですが、何か特殊な要因があったのかをお尋ねします。

それから3点目に、11ページの傷病手当金の件数ですが、これは実際イコール何人と読んだらいいのでしょうか。例えば、2ヶ月に跨ったような場合は2件扱いになるのか。どのようなカウントの仕方かをお教えいただきたいです。

12ページの収納率について、医療給付費分と後期高齢者支援金分は概ね95%の収納率で、介護納付金分については91%程度の収納率になっています。この差は年金の特別徴収によって差がついているという解釈をさせていただいたらいいのでしょうか。収納率については、全体的には厳しい中、ちょっと少なくなっていますが、ご苦勞をなさっていることについては感謝申し上げます。

事務局

以上4点について説明をお願いします。

私の方で、まずお答えさせていただきます。

最初の昨年度の剰余金の処分案という形で説明させていただいた点についてです。基本的に見え方は変わっていますが、説明させていただいている内容は変わりございません。複雑なものではなく、よりシンプルな資料により、分かりやすい説明をしたいということで、剰余金とそれに対しての精算額で差し引きがいくらになるかという説明に、今年から改めさせていただきました。

次に、基金の状況ですが、令和4年度末時点での基金残高につきましては、約2億5,890万円であります。5年度現在は、当初予算の状況で基金取り崩しを5百万円計上しております。現時点での予算上の5年度末残高については、約2億5,430万円となっております。先ほど申し上げましたとおり、5年度の補正予算でこの度の決算に伴います実質収支に対する県への精算額の支払いを差し引きして、1,900万円の基金取り崩しを現在考えてございます。先ほどの2億5,430万円から1,900万円を差し引きしました額が、現時点での5年度末の残高となります。当然決算を打つことによって、基金の残高は今後増減をして参ります。

例えば、4年度では1ページにありますとおり、予算上の基金繰入金は歳入の項目6繰入金のうち基金繰入金で、予算においては6,300万円を取り崩す予定にしていたところ、決算としては3千万円の繰り入れとなるということになります。決算を打った時点で、決算上の残高と予算上の残高とでは若干ずれてくるのは性質上そういうものになります。

統一後の基金の残高ですが、今年度は当初予算で5百万円の基金を取り崩すことによって、現行の保険税率を決定したところになります。今後については、9年度以降は税率引き下げのために基金は使えないということになっておりますので、9年度までに基金の活用については検討して参ります。

県下の状況を見まして赤穂市については、どちらかといえば基金は大分少ない状況になっております。ですので、余裕を持っている基金の状況ではないということで、当然県への精算額の支払い、今後の医療費の動向もありますので、この2億5千万は最低限必要な額であると思っております。当面はこれぐらいの額を維持できるような財政運営を心がけていきたいと思っております。

続いて、傷病手当金19件が件数か人数かということですが、レセプトと違って月単位での請求ではございません。係長から説明したのですが、この傷病手当金の解説としては、後ろの17ページの用語解説に文章で書いております。結果、19件については、19人の方に対してお支払いをしている状況です。

事務局

私の方から、延滞金の関係ですが、88万8千円を計上したものにつきまして、これがこの退職分に係るものであるかどうかということには関係なく、全体の国税に対する延滞金ということです。現在、退職分の現年課税はございませんが、以前課税があった時の滞納に対する延滞金も含まれます。この延滞金の内訳までは把握はしておりません。要はどここの部分に対して発生した延滞金になるのかというのは把握しておりません。

次に、収納率の介護分が、他の医療給付分、後期高齢分より低いといったご指摘についてです。介護保険分につきましては、対象となるのが40歳から64歳までといったことで、他の医療給付分等に比べますと、年齢層がどうしても高いということもございます。そういった関係で、例えば、退職されて64歳で年金をもらうまでの間の低収入の方が、他と比べて割合が大きいという事情もあり、徴収率が低くなっているものと推測されます。

会長

よろしいですか。

委員

基金については今の状態で、2年間は充当できるが、それ以降はできないということですか。

事務局

9年度までは市独自で税率を決められますので、今の税率で不足がある場合に、税率を上げるのか、それとも他の歳入を当てがうかということになり、税率上げないとなれば基金を取り崩して充てるしかないということになります。統一化まではそういう調整が市町の運用でできますが、令和9年度の統一後については、税率を引き下げる目的での基金の取り崩し、活用はできないということになります。

委員

税率は5年後まではもう予定として決まっていますね。

事務局

前回、挙げさせてもらった税率はその時点で県が想定している9年度の税率に対する段階的なもので、コンクリートされたものではございません。医療費の見込み、所得の見込み、被保険者数の推移というのは当然時点、時点で変わります。また、当初予算の時に、その時点での9年度での推計税率を見ながら、計画的に合わせるのかという検討を行っていくこととなります。ですので、今お示ししている税率で、そのまま上げていくというものではなく、それはその時点での9年度の推計税率に向けた段階的な案の1つということになります。

委員

税率はコンクリートされたものではないのですか。

事務局

令和9年度の統一はまだ先のことですので、前回お示しした税率は、その時点

で県が示している医療費の推計、所得の推計、被保険者数の推計に基づいて算定しています。6年度予算に向けては、県が算定する中で、それらの数値は改めて集計し直すこととなります。ただし、大きく増減する性質のものではないと考えております。

委員

最後に、9年度の数値が県の算定によって動けば、赤穂市の税率が今示されているものから変更の可能性がある。基金については、その微調整で9年度までは使っていく、増減をさせていく予定で、具体的にはまだそれが余るか余らないかは分からない。未確定要素であるという解釈をさせてもらったらいいですか。

事務局

税率については11月、2月の本協議会において、その時点で県から示されている税率により事務局からお示しをさせていただき、協議をお願いすることになります。

基金残高について、先ほど県下でもそれほど高い数字ではないと申し上げたのですが、もう少し数字的なことで説明します。4年度決算は他市の状況がまだ出ていませんので、3年度の決算によりますと、赤穂市の国保財政調整基金の残高は約2億8,900万円であります。一般会計では、標準財政規模に対する財政調整基金という目安が出てきますが、国保においては、一般的には保険給付費総額に対しての割合を1つの目安とされることがあります。赤穂市については、給付費に対する基金残高の割合でいいますと、3年度決算で7.6%という数字になります。県下41市町、神戸市さんは政令指定都市なので除きますと、兵庫県下の状況では9.2%ということになり、赤穂市はそれに比べると若干低い基金残高の状況となっております。先ほど申し上げましたとおり、9年度に向けては、基金残高はそれほど多くない状況ですので、極力今の規模を維持しながら、不測の事態にも対応できるようにと考えております。その上で、9年度に近づくとつれて、有効な利活用については検討していくという状況であります。

委員

ありがとうございました。

会長

他、よろしいですか。どうぞ。

委員

この運営協議会の案内に、何時から1時間程度と書いてあるのは非常にありがたいです。市からの審議会、協議会の案内が来ると何時からというだけで、終わりはいつなのかといつも言っていました。後はほとんど終わりの時間が設定されていない協議会、審議会が多いように思います。

基金については、例えば資料の1ページの下に現在高を入れていただくと分か

りやすいと思いました。

それから、11 ページの傷病手当金で、特に3年度は1件しかないのですが、これはご本人が申請しないと給付されないのではないかと思います。全体で数が少ないなと思います。それと、5類になる前の分までが有効と書いていますが、いつでこれが締め切られるのか、もう締め切られたのか、そのあたりはどうなのでしょう。

事務局

まず、1点目の会議の終了時刻ですが、本日も質疑いただいていますのでちょうど1時間ぐらいいかなと思っているのですが、質疑があまりないと早く終わってしまうこともあります。今後とも分かりやすい、協議会の案内に努めていきたいと考えております。

次に、基金の表記については、委員さんおっしゃるとおり、重要な情報になりますので、今後のこういった資料の作成につきましては、状況が分かるように記載して参りたいと考えております。

コロナウイルス感染症傷病手当金についてですが、支給対象となるのは、就労ができなくなった日から起算して4日目以降で、就労ができない期間のうち就労を予定していた日数となっております。その期間を令和5年5月7日までに就労できなかった期間となります。申請につきましては、今も受付を行っており、2年以内は申請ができるものです。

委員

申請をするのに、2年間は余裕があるのですか。

事務局

そうですね。他の給付費と同じではあるのですが、国の傷病手当金に対する補填となる補助金等が出るのはそこまでは続かないだろうという見込みであります。

傷病手当金については、1件から19件に増えていまして、その要因の分析はなかなか難しいところであります。申請になりますので、おっしゃるとおり知らない方もいらっしゃるかもしれません。先ほど係長から2年ということですが、そこも確かめまして、もう一度分かりやすい周知に努めて、できるだけ対象となる方が漏れないようにするため、周知の方法についてはご意見いただいたことも参考にして、行っていきたいと考えております。

会長

他、よろしいですか。

委員

従来からこの協議会で、赤穂市には大きな病院が2つあるということで、ハイ

レベルの医療を受けられて幸せであるということで、確かにそういった環境の中にあります。その裏返しで、1人当たりの医療費はどうしても高くなるということがあると思います。令和9年度に保険税が統一ということですが、赤穂市のような1人当たり医療費が高い地域と、そうではない地域とで、国保税の基準が同じになるのであろうかということが、素朴な疑問です。今はまだ確定していないと思うのですが、その辺りはいかがなのでしょう。

事務局

ご承知のとおり、平成30年に県に財政運営が移行されまして、その後、県下で納付金の制度が始まっています。医療費水準につきましては、令和2年度までは納付金の算定に含まれていました。県に納付金を納めるために市町は税率を決めています。県から赤穂市の納付金を定められる過程で、県下全体の医療費総額が推計されまして、それぞれの所得水準、被保険者数の市町ごとの案分をする中に、市町ごとの医療費の水準も当然考慮されており、医療費が高い市については、納付金を多く納めなさいという仕組みになっておりました。

ただし、保険料水準の統一化に向けましては、国が示しておりますのが県下どこであっても同じ水準で同じ保険料となるのが理想ということです。医療費水準によって増減しないというのが本来の趣旨ということもありまして、令和3年度の納付金の算定から医療費水準については、市町で案分をかけないということになりました。現在では、医療費水準が赤穂市は高いですが、それによって納付金が多くなるという状況にはなっておりません。ただそうすると、医療費適正化のインセンティブとの関係がありますので、それぞれの市が県からいただける繰入金で、医療費水準が低いところは、若干のインセンティブで県支出金をいただけるという制度となっています。基本的に、医療費水準は納付金算定に参入されないということで、すでに兵庫県においては実施済みという状況であります。

委員

はい。わかりました。

会長

他、よろしいですか。なければ、ただいまの事務局の説明についてご了承いただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長

ありがとうございます。では、本案はご了承いただくということで、よろしくお願いたします。

続きまして、その他について、事務局から何かございますか。

事務局

私から1点、本日配付いたしておりますA4横様式の資料により説明をさせていただきます。資料の産前産後国保税免除につきましては、本年2月開催の本協議

会におきましても、令和6年1月に新規導入される予定である旨のご説明をいたしました。現時点で赤穂市では、9月開会の第2回市議会定例会、又は11月開会の第3回定例会で関係条例案の上程を予定しております。本日はその制度概要につきまして、説明させていただきます。

まず、資料の1の事業目的ですが、丸の2つ目です。国では、去る5月12日に「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、子育て世帯の負担軽減や次世代育成支援等の観点から、国保制度において出産する被保険者にかかる産前産後期間の保険税を免除する措置が設けられることとなり、去る7月20日には関係する政省令が公布されたところであります。

次に、2の事業の概要、実施主体等です。免除の対象となるのは、出産する被保険者本人に係る均等割と所得割で、出産予定月の前月から4ヶ月間の保険税を公費により減免する仕組みとなっております。公費負担割合は、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1ずつとなります。

なお、改正法の施行時期については、令和6年1月となっております。制度の詳細や運用、条例参考例については、近く国より示されることとなっておりますが、本日時点でまだ示されておりませんので、関係条例案の上程については、11月開会の第3回定例会になる見込みが高いものと考えております。以上で、国民健康保険の産前産後保険税の免除についての説明を終わらせていただきます。

会長

ありがとうございます。この件について、どなたかご質問はございますか。

ないようですので、他に何かこの際ですので皆さんの方からありましたらお願いいたします。

他にないようでしたら、これで終わりたいと思いますけど、よろしいでしょうか。本日はお疲れ様でした。

(閉会 午後2時20分)